

## 議案第 8 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例及び北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例及び北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 27 年 2 月 20 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例及び北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表庁舎建設委員会委員の項を削る。

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第 2 条 北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 56 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の附属機関の表北本市庁舎建設委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。